

はじめに

本書は、「金融機関の AML/CFT 対応と反社会的勢力対策」と題し、従前から急務となっているマネー・ローンダリング防止およびテロ資金供与対策と口座開設支援を巡る諸課題の現在地を考察し、金融機関の実務対応に活かしていただくための一冊である。

2022 年 2 月 1 日、警察庁は暴力団からの離脱者に対する口座開設支援策を打ち出した。暴力団の壊滅のためには、暴力団員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要であるところ、暴力団離脱者が、就労先から給与を受け取るための預貯金口座の開設を申し込んだ場合において、過去に暴力団員であったことを理由として排除されることがないように、警察庁が暴力団離脱者の預貯金口座の開設に向けた支援策を策定し公表したのである。加えて、警察庁と金融庁とが協議済みであることを明言したうえで、金融庁も、各協会を介して、金融機関に対して、警察庁が行うこの離脱支援の内容、そして暴力団離脱者の預貯金口座の開設について支援の趣旨を踏まえた判断を行うよう要請したことは実務上見逃せない。「反社会的勢力との一切の関係遮断」に注がれた社会全体の並々ならぬ努力により、暴力団員は年々減少してきたわけだが、これは同時に、暴力団を脱退する者も年々増加していることを意味するものである。暴力団離脱者を取引社会が受け容れるための方策を整備することは、治安対策上喫緊の課題であり、金融機関として実務対応のうえで十分に理解しなければならないものであろう。

もっとも、預貯金取扱金融機関においては、暴力団離脱者の口座開設支援策の意義に対する理解が十分に進んでいるものとはいえない現状にある。例えば、金融機関の中には、金融機関の「喫緊の課題であるマネーローンダリング対策の強化と相反する対応は常識的にあり得ない」との声が上がっているという（ニッキン、2022 年 3 月 25 日）。しかしながら、暴力団離脱者の口座開設支援策と、マネー・ローンダリング防止およびテロ資金供与対策（AML/CFT）の強化は、果たして本当に「相反する」ものなのであろうか。FATF 第 4 次対日相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング防止およびテロ資金供与対策（AML/CFT）の高度化との関係については、いまだ十分な議論がなされていないところであると思われる。

本書は、このような問題意識に端を発して、

- ・ FATF 第 4 次対日相互審査結果に見る日本の暴力団対策の課題（第 1 章）
- ・ マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の課題（第 2 章）
- ・ 反社会的勢力の潜在化による従来の対策の見直し（第 3 章）
- ・ 反社対策と AML/CFT の統合的対策の提言（第 4 章）
- ・ 暴力団離脱者の社会復帰支援—口座開設支援策—と AML/CFT の関係（第 5 章）
- ・ 「暴力団離脱者に対する口座開設支援策」の課題と方法論（第 6 章）

【執筆者紹介】（執筆順）

暴力団離脱支援プロジェクトチーム 《はじめに・第5章・第6章一～三・座談会 担当》

東京の弁護士を中心に、「暴力団との一切の関係遮断」に取り組む弁護士の有志で構成する、「暴力団からの離脱」支援に関連する課題を研究する研究会の名称である。社会の安全・安心の実現のために「暴力団を脱退する者を、再び暴力団に戻すようなことがあってはならない」「元暴力団員をアウトロー化させてはならない」という信念と危機感を社会全体で共有し、その機運を醸成していく活動に取り組んでいる。本誌制作・執筆で協力いただいたメンバーを後記する。

山根 洋（やまね・ひろし）

《第1章・第6章四 執筆》

広島銀行 リスク統括部 マネロン等金融犯罪対策統括室 室長

1989年広島銀行入行。2008年よりFATF第3次対日相互審査後の行内態勢構築として外国送金審査強化などを担当。13年ひろぎんウツミ屋証券（現ひろぎん証券）に監査部長として出向、内部監査態勢を構築。18年広島銀行に帰任しAML/CFT対応企画およびシステム企画、設計を担当。20年より現職。

岡崎 頌央（おかざき・のぶひさ）

《第2章 執筆》

金融庁 総合政策局 リスク分析総括課

マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室 専門検査官

2018年12月司法修習修了（71期）。19年1月弁護士法人御堂筋法律事務所入所。20年10月より任期付公務員として金融庁入庁、21年7月より現職。

山田 真吾（やまだ・しんご）

《第2章 執筆》

金融庁 総合政策局 リスク分析総括課

マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室 専門検査官

2007年弁護士登録、同年弁護士法人御堂筋法律事務所入所。10年1月あゆの風法律事務所入所。14年10月～18年9月財務省東海財務局へ出向（金融証券検査官）。18年10月あゆの風法律事務所復帰。19年12月より任期付公務員として金融庁入庁、21年7月より現職。

藤川 雄太（ふじかわ・ゆうた）

《第3章 執筆》

十六銀行 リスク管理部 弁護士

2015年十六銀行入行。営業店での勤務を経て16年7月より現職。同年弁護士登録。

吉森 大輔（よしもり・だいすけ）

《第4章 執筆》

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

2013年弁護士登録、同年長尾敏成法律事務所入所。19年5月財務省関東財務局理財部金融証券検査官、20年4月金融庁総合政策局リスク分析総括課専門検査官及び同局マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室室長補佐を併任。22年4月より現職。

〈暴力団離脱支援プロジェクトチーム〉（五十音順・敬称略）

荒井 隆男（あらい・たかお） 虎門中央法律事務所 弁護士

2006年弁護士登録。虎門中央法律事務所所属。書籍や雑誌を中心に執筆多数。主な業務分野としてコンプライアンス、規制法対応、危機管理等幅広く取り扱う。特に反社会的勢力に対する案件への実績多数。

石塚 智教（いしづか・ともりの） 石塚法律事務所 弁護士

《第5章一 執筆》

2004年弁護士登録。日興コーディアル証券㈱（現SMBC日興証券㈱）、金融庁監督局総務課課長補佐等を経て、19年より石塚法律事務所開設。第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長。

伊藤 蔵人（いとう・くろうど） 蔵王法律事務所 弁護士

《第5章一 執筆》

2011年弁護士登録。02年～07年日本銀行考査局（現金金融機構局）・名古屋支店。第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員。

岩下 明弘（いわした・あきひろ） 三宅・今井・池田法律事務所 弁護士

《第6章一～三 執筆》

2013年弁護士登録、同年三宅・今井・池田法律事務所入所。主な取扱業務は、倒産・事業再生、企業コンプライアンス。東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員、関東民事介入暴力対策委員会委員。

荻野 友輔（おぎの・ゆうすけ） 堀合・荻野法律事務所 弁護士

2009年弁護士登録。東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会副委員長、関東弁護士会連合会民事介入暴力対策委員会委員、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター暴力追放相談委員。

尾崎 毅（おざき・たかし） 山田・尾崎法律事務所 弁護士

《第5章二 執筆》

1995年弁護士登録。2004年現事務所に参画（山田・尾崎法律事務所に改名）。12年度～13年度第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長、20年度～21年度日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長。

経田 晃久（きょうだ・あきひさ） 功記総合法律事務所 弁護士

《第6章一～三 執筆》

2010年弁護士登録、同年功記総合法律事務所入所。東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員。

栗田 直弥（くりた・なおや） K&K PARTNERS 法律事務所 弁護士

《第5章一 執筆》

2018年弁護士登録、K&K PARTNERS 法律事務所入所。第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会委員。主な取扱業務は、不動産、相続関連等。

島川 知子（しまかわ・ともこ） 虎ノ門法律特許事務所 弁護士

《第5章一 執筆》

2010年弁護士登録。主な取扱業務は、家事事件を中心として一般民事事件等。第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長。

鈴木 仁史（すずき・ひとし） 鈴木総合法律事務所 弁護士

《第5章三 執筆》

1998年弁護士登録。2001年鈴木総合法律事務所開設。日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長。銀行・信用金庫・生損保等の金融法務のほか、人事労務・リスク管理、反社対応・AML/CFTなどを取り扱う。

関 秀忠（せき・ひでただ） 弁護士法人ほくと総合法律事務所 弁護士

《はじめに・第5章二 執筆》

2002年弁護士登録、06年アフラック入社、08年弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー。第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長。主な取扱業務は保険業法・保険法分野、内部通報関連、危機管理等。

牧内 靖成（まきうち・やすなり） 石田和雄法律事務所 弁護士

《第6章一～三 執筆》

2015年弁護士登録、16年石田和雄法律事務所入所。東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員。

森原 憲司（もりはら・けんじ） 森原憲司法律事務所 弁護士

1995年弁護士登録。アフラック生命保険株式会社法務部長等を経て、2005年森原憲司法律事務所開設。取扱業務は企業コンプライアンス、金融法務、内部通報制度設計・調査・認定ほか。

山田 康成（やまだ・やすなり） ひかり総合法律事務所 弁護士

2009年弁護士登録、同年ひかり総合法律事務所入所。暴力団追放運動推進都民センターにて暴力追放相談委員等を経て、日弁連民事介入暴力対策委員会副委員長、第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長。

（暴力団離脱支援プロジェクトチーム座長）

吉竹 大樹（よしたけ・ひろき） 山本柴崎法律事務所 弁護士・公認不正検査士

2011年司法試験合格、12～18年東京地検・仙台地検・東京地検立川支部検事を経て、18年弁護士登録、山本柴崎法律事務所入所。22年第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長就任。

第1章

FATF 第4次対日相互審査結果に見る 日本の暴力団対策の課題

広島銀行 リスク統括部 マネロン等金融犯罪対策統括室 室長
山根 洋

2021年8月に発表されたFATF第4次対日相互審査結果。ここには、世界各国の組織犯罪対策についても熟知しているFATF審査団の目線から見た、日本の暴力団対策の問題と改善に向けたアドバイスが示されている。それは、組織犯罪対策の国際標準ともいえるパレルモ条約の完全実施がなされていない日本に対して厳しい内容ともなった。「重点フォローアップ国」としてFATFへ継続して報告が必要な日本の現状、暴力団対策に係る問題の背景について解説するとともに、改善に向けた対応を紹介する。

一 暴力団員銀行口座の強制解約

ある地方銀行の本部で、行員は8通目の現金書留の封を閉じた。宛先はすべて同じ、現役暴力団員である。預金者の意にかかわらず銀行側から実施する強制解約。数ヵ月に及ぶ手続きの最後が、現金書留による解約金の送付である。銀行取引からの反社会的勢力排除を狙いとする暴力団員口座の強制解約は、次のような流れで実施される。

まず、暴力団員であることが疑われる預金者について警察へ現役暴力団員であるか照会し、現役であることが確定した場合、弁護士に依頼し預金者へ解約の通知を行う。その後、必要に応じ当該相手方と弁護士が折衝し解約期日を定める。解約期日に相手方から通帳、印鑑等の提示を求めることなく、銀行が強制的に解約をする。解約金の受渡しは、1通で50万円まで送付可能な現金書留10通程度までと、郵送によって行う。それより多額の場合は、銀行の支店にて暴力団員に直接解約金を渡す。その際は、警察に警護をお願いし、制服、私服の警察官の監視の中で実施される。